

# 令和7年度 石巻市産木材利用住宅促進事業 Q & A

## Q 1 補助金の募集件数を超えた場合はどうなりますか

A) 助金交付申請書は先着順で受付するため、予算を超えた後に申請があった場、補助金の不交付を通知します。

なお、予算の残りが少ない場合、交付申請額の満額交付ができず、予算の範囲内での交付となります。

## Q 2 いつまでに申請をすれば良いでしょうか

A) 建築確認済証が交付された後で、かつ、木工事（土台敷き）に着手する前までに申請をしてください。

## Q 3 主要構造部材は、いつから着工できるのでしょうか

A) 補助金交付可否決定通知後に着工が可能となります。

## Q 4 他の補助事業との併用は認められますか

A) 石巻市産木材利用住宅促進事業では、併用を認めていない補助金交付事業は、ありません。

併用される補助金交付事業がある場合は、その事業担当者にご確認ください。

## Q 5 店舗兼住宅の併用住宅は補助の対象になりますか

A) 店舗兼住宅の併用住宅の新築においては、住宅部分のみの補助となります。

木びろい表作成等について注意点がありますので、詳しい手続きについては、御連絡ください。

## Q 6 車庫や物置は補助の対象になりますか

A) 補助対象になりません。

**Q7 集合住宅（アパート、マンション）は補助の対象となりますか**

A) 補助対象になりません。

**Q8 石巻市産材を使うには、どうしたらいいですか**

A) 設計段階から設計事務所や工務店等と十分打合せを行い、石巻市産材利用住宅促進事業により、石巻市産材、市産JAS製品及び市産優良みやぎ材を指定してください。

また、石巻市産木材を証明する書類の取得も併せて要請してください。

特に、優良みやぎ材は納品前に認証検査を受ける必要がありますので御注意ください。

**Q9 新築する住宅は、夫婦共有の名義ですが、補助金交付の申請者は夫婦連名となりますか。**

A) 2人以上の連名による申請はできません。どちらか1人で申請してください。

なお、市税を完納していることを証明する書類は申請者となる方のみ提出してください。

**Q10 建売住宅は補助対象となりますか**

A) 居住される方との契約があり、木工事に着手する前に交付申請できる場合に限り、補助対象とします。

その他のご質問は、石巻市産業部農林課 森林整備係まで、お問い合わせください。

電話 0225-95-1111